## 第111号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例(昭和51年足立区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(指定管理者等評価委員会)

- 第11条 指定管理者及び区が行う学童保育室の管理に関する業務が適正に行われているかを評価するため、区長の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。
- 2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者の うちから、区長が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 8 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要 な事項は、規則で定める。

別表足立区立西保木間児童館学童保育室の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
  - (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部 改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

## 別表区長の部に次のように加える。

足立区立学童保育室指定管理者等評価	日額2万1,000円
委員会	

## (提案理由)

指定管理者等評価委員会を設置するとともに、西保木間児童館学童保育室を住区センター学童保育室に変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。